43　決議第千八百四十四号（二千八年）1、3及び7の規定は、委員会により次のとおり指定される個人に適用されること、並びに上記3及び7の規定は、委員会により次のとおり指定される団体に適用されることを決定する。

(a)　ソマリアにおける和平と和解プロセスを脅かす行為又はソマリア連邦政府若しくはＡＭＩＳＯＭを武力により脅かす行為を含め、ソマリアの平和、安全及び安定を脅かす行為に関与し又は支援を提供する者。

(b)　決議第七百三十三号（千九百九十二年）5の規定で課され、決議第千四百二十五号（二千二年）1及び2の規定で更に詳細に定められ、かつこの決議の33から38の規定によって修正された武器禁輸に違反して行動した者又はこの決議の34の規定に定める武器の転売及び移転に係る禁止に違反して行動した者。

(c)　ソマリアへの人道支援の提供又はソマリアにおける人道支援へのアクセス若しくはその提供を妨害する者。

(d)　適用可能な国際法に違反して、ソマリアにおける武力紛争で児童を徴兵又は使用している政治的又は軍事的指導者である者。

(e)　殺傷、性的及びジェンダーに基づく暴力、学校及び病院に対する攻撃並びに誘拐及び強制的失踪を含め、武力紛争において児童及び女性を含む文民を標的とした攻撃に関係してソマリアにおいて適用可能な国際法に違反した責任を有する者。

44　ソマリアにおける木炭の問題に解決策を提供するためのソマリア大統領のタスク・フォースへの支持を強調し、全ての適切な関係者がタスク・フォースと完全に協力するよう要求し、ソマリア連邦政府からのこの関連で勧告及び選択肢を受領することを期待する。

45　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

附属書

1　携帯式地対空防衛システム（ＭＡＮＰＡＤＳ）を含む地対空ミサイル。

2　十二・七ミリメートル以上の口径を持つ砲、榴弾砲及び大砲、並びに特にこれらのために設計された弾薬及び構成部品（これには、ロケット推進擲弾（ＲＰＧ）又は軽対戦車兵器（ＬＡＷ）のような、肩から発射する対戦車ロケット発射機、小銃擲弾、又は擲弾発射機は含まない）。

3　八十二ミリメートル以上の口径を持つ迫撃砲。

4　対戦車誘導ミサイル（ＡＴＧＭ）を含む対戦車誘導兵器、及び特にこれらの品目のために設計された弾薬及び構成部品。

5　エネルギー物質を内蔵する軍事用途目的の爆発物及び装置、地雷及び関係物資。

6　暗視能力を持つ武器照準器。

○財務省告示第二百十三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年五月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第九回	三十億円	百円五十五銭
〃	〃	二億円	百円六十二銭
〃	第十回	二十億円	百円三十三銭
〃	〃	十五億円	百円三十五銭
〃	第十一回	七億円	百円二十銭
〃	第十二回	八億円	百円二十五銭
〃	〃	二億円	百円二十七銭
〃	第十三回	二億円	百円
〃	〃	二億円	百円三十銭
〃	第十四回	六億円	百円九銭
〃	〃	四億円	百円二十銭
〃	第十五回	五億円	百円
〃	〃	七億円	百円九銭
〃	第十六回	百二十億円	九十九円九十五銭
〃	第十七回	二十億円	九十九円六十七銭
〃	〃	五億円	百円
〃	第十九回	十億円	百円三十銭
〃	〃	一億円	百円三十二銭
〃	〃	十二億円	百円四十銭
〃	第二十回	五十億円	百円八十四銭
〃	〃	十億円	百円八十八銭
〃	〃	五十五億円	百一円二十二銭
〃	第二十一回	四十億円	百一円二十八銭
〃	第二十二回	十億円	百二円五銭
〃	第二十三回	二十億円	百一円六十五銭
〃	〃	三十億円	百一円七十五銭
〃	〃	二億円	百二円七十五銭
〃	第二十四回	一億円	百二円三銭
〃	〃	二十五億円	百二円九銭
〃	第二十六回	十億円	百円六十五銭
〃	〃	五十六億円	百一円四十三銭